

紹介

Kaiyan Homi Kaikobad, *Interpretation and Revision of International Boundary Decisions*

(Cambridge University Press, 2007, xxvi + 364 pp.)

玉田 大

1. はじめに

本書は、国境・領域紛争に関する裁判例を素材としつつ、国際裁判における判決の解釈手続と再審手続を包括的に分析したものである。著者のカイコバッド（英国ダラム大学法学部准教授）は、国境・領域問題を専門分野としつつ、国際裁判論に関しても数多くの研究を発表しており、その意味で、本書は多岐に渡る著者の研究分野を融合させた成果であると言えよう。なお、注意すべき点は、本書の主たる関心が国際裁判論ではなく、むしろ領域権原や領域紛争の解決にあるということである（pp. xvi-xvii）。すなわち、領域紛争の処理方法を分析することが著者の関心事項であり、国際裁判における不服申立手続はそのプロセスの1つという位置付けに止まる。

とは言え、本書を国際裁判論として読み解くことも十分に可能である。第1に、本書は2つの不服申立手続の形成過程に遡りつつ、関連する裁判例を丹念に分析し、その適用要件から実際上の意義を特定しており、国際裁判論として十分に読み応えのある著書である。第2に、領域紛争と不服申立手続の関連性である。著者が繰り返し指摘するように、国際裁判における不服申立手続は、領域紛争を中心に発展してきた側面を有する。領域紛争では敗訴国の不服が強く残り、判決の不当性を訴える事例が多発したため、これを処理するために考案されてきたのが不服申立手続に他ならない。実際、国際司法裁判所（ICJ）においても、近年、解釈手続（ICJ 規程60条）と再審手続（同61条）が利用される事案が急増しているが、その多くが領域・国境紛争である。

では、国際裁判手続、その中でも解釈手続と再審手続という2つの不服申立手続は、領域・国境紛争の解決プロセスにおいて如何なる位置付けを有するのだろうか。あるいは、何らかの特殊性を有するのだろうか。こうした点に注目しながら、本書の内容を概観した上で、評者のコメントを付しておこう。

なお、本書は5部構成となっており、第1部で本書の問題意識を説明し、第2部で領域紛争と国境紛争の解決について概観する。続く第3部（判決解釈手続）と第4部（判決再

審手続)が不服申立手続の実証研究であり、これを踏まえた上で結論(第5部)が導かれている。

2. 内容紹介

第1部 はじめに (pp. 3-14)

領域紛争に関する ICJ 判決や仲裁判決が下された場合でも、訴訟当事国の不満が残ることがあり、判決を巡る新たな紛争が生じる。例えば、権限踰越や判決理由の欠如を理由として「判決の無効」が主張されるが、裁判所が新たな判決を下すまでは旧判決が存続する。また、訴訟当事国が判決の不明瞭性や履行不能、「新事実」の発見を主張する場合もある。これらの中で、本書は判決の解釈手続と再審手続という2種類の司法救済手続(judicial remedies)を扱う。ICJ 規程上、両手続は紛争解決の補助的形態(ancillary modes)であり、裁判所の付随的管轄権(incidental jurisdiction)をなす。また、領域権原問題を含む多くの事例で両手続が用いられている。なお、領域紛争には2つのベクトルが作用する。一方は、国境や領域設定の安定性・終局性・継続性を求めるベクトルであり、他方は、より正しく適切な新しい領域配分を求めるベクトルである。判決解釈手続に関しては、判決の範囲を修正する効果を有するため、既判力原則と抵触する危険性があり、判決解釈に際して訴訟当事国の同意が求められる点が重要となる。他方、判決再審手続に関しては、前判決の修正が手続の目的であるため、既判力原則との関係がさらに問題となる。

第2部 領域国境紛争の解決 (pp. 15-81)

「領域」(territory)は国家の重要な要素である。領域概念は安全保障上重要視されるだけでなく、軍事的考慮や経済的考慮、資源配分の問題がこれに関連する。また、領域概念は法的構成物であり、領域の調整や確定が武力紛争や自決権に関連する場合、問題がより先鋭化する(そうした例として、クルド、イスラエル、コソボ、台湾、ヴェトナムがある)。

多くの場合、領域問題は外交交渉によって解決されるが、交渉の結果として締結される条約は当事国間に有効な権利・義務を創設するに止まる。そのため、国境紛争においては、仲介、事実審査、調停といった平和的手段が用いられる。ただし「国家は、一旦解決した国境・領域問題を自己に有利な形に置き換える(readdress)ことを躊躇わない」(pp. 32-33)。そのため、国家は、領域や国境に関する国際判決を一時的に拒絶する態度を示す(p. 43)。実際に、国際裁判の判決が下された幾つかの国境事件では、不満を持つ国(敗訴国)が判決を一時的に無効とみなし、その履行を拒否する事例が見られる(pp. 43-45)。例えば、ヤヴォルジナ国境事件のように、ある決定(大使館会議の決議等)の終局性に関して、常設の国際裁判(PCIJ)に諮問が行われる場合がある。

なお、紀元前4000年にまで遡る仲裁裁判の歴史は、領域紛争の解決の歴史であり、伝統的に、仲裁裁判の主たる対象は国境紛争や領土紛争であった(p. 53)。また、仲裁裁判の結果(判決)に対する不満も仲裁裁判と同様に古く、(全体から見れば例外ではあるが)仲

裁判判決が後に取消される事例、あるいは新たな判決が下される事例も見られる。その後、英米間で締結されたジェイ条約(1794年)は、「近代」で初めて国境紛争が制度的に解決された事例であり、その後の模範となった(p. 64)。また、北東国境事件は初めて判決が拒否された事例であり、判決無効の主張が形成されていく発端となった。20世紀初頭には、仲裁法の発展に伴い、無効と再審も定式化されていく。いずれにせよ、領域紛争においては、「司法的」な仲裁による解決が困難であり(p. 73)、より望ましく、受け容れやすい境界画定のために判決の解釈・再審手続が用いられてきた(p. 79)。

第3部 司法的救済：解釈 (pp. 83-227)

仲裁裁判では、判決中の特定の問題が不明瞭である場合、判決の説明又は明瞭化が求められる。この判決解釈手続は、国際紛争平和的処理条約(1907年)で定式化され、その後、特に議論も経ずにPCIJ 規程60条に取り込まれている(現在はICJ 規程60条)。なお、判決解釈には「付随解釈」(incidental interpretation)と「独立解釈」(main case interpretation)の2類型がある。前者の「付随解釈」は、裁判所が自ら下した判決を解釈する手続であり、当初の仲裁合意に依拠する。例えば、ICJの大陸棚事件判決の解釈再審請求事件(1985年)がこれに該当する。他方、後者の「独立解釈」は、別の裁判所の判決を解釈する手続であり、当初の仲裁合意とは別の根拠で行われる。例えば、デシエルト湖事件の仲裁判決(1994年)がこれに該当する(ただし、1994年判決を解釈した1995年の仲裁判決は「付随解釈」の例である)。ただし、この類型化にも関わらず、両者を規律する法は実体的には同一である。以下、判決解釈手続を巡る5つの問題を検討する。

第1に、解釈と同意の役割について検討する。通常、紛争の裁判付託同意は判決解釈の同意を含まないため、判決解釈は別個の新しい同意を必要とする。ICJ 規程60条はこの同意を表すため、新たなコンプロミを必要としない。同条はハーグ条約(1907年)82条に遡る。後者は裁判所の内在的権限としての判決解釈権限を事実上認めているが、多数国間条約と二国間仲裁条約で判決解釈手続が規定されていることは、逆に、判決解釈が内在的権限ではないことを物語る。なお、判決解釈請求の期日までは、裁判所は任務終了(*functus officio*)とはならない(pp. 102-115)。

第2に、解釈請求の受理可能性に関する4つの要件がある。第1要件は紛争の存在であり、現実の紛争(an actual dispute)の存在が求められる。第2要件は、判決主文の解釈であることである。原則として判決主文が裁判所の判断を構成するため、判決理由は解釈の対象とならないが、主文を明瞭にするためには判決理由を参照せざるを得ない。英仏大陸棚事件では、判決理由中の判断が結論の重要な条件であることから、主文よりも理由が優先され、判決主文が訂正された。また、判例上、主文と不可分の判決理由の解釈が認められている。第3要件は、判決の意義と範囲に関する紛争の存在であり、特定の争点が拘束力をもって決定されたか否かという点に関する見解の相違もこれに含まれる。第4要件は時間的要件である。二国間仲裁条約では短い解釈請求期間が設けられるが、これは仲裁法廷を再現するのが困難だからである(pp. 115-135)。

第3に、解釈の範囲と目的について検討する。解釈請求は判決の明瞭化を求めるものでなければならない、再審請求であってはならない。また、判決解釈は制限的に行われなければならない、原判決の範囲を超えてはならない。既判力原則により、原判決で確定的に解決された問題を再開することが排除されるからである。ところが、解釈請求の真の目的は判決上の国境線の変更であり、「資料的誤り」が訂正された事例（英仏大陸棚事件）では、実際には判決の修正や再審が行われている（pp. 135-162）。

第4に、解釈プロセスと既判力の関係について検討する。判決解釈の対象である既判事項には、判決主文だけでなく、主文の論理的前提をなす判決理由部分も含まれる。既判力原則の優越性（ICJ 規程60条の条文構造）により、判決解釈は制限される。なお、判決解釈が事実上判決を変更している場合であっても、法的には既判力に変化はなく、解釈判決は原判決の中に統合される（pp. 162-174）。

第5に、解釈の基本原則について検討する。判決解釈は原判決の決定内容を明らかにするものであり、条約当事国の共通意思を明らかにする条約解釈とは異なるものの、文言の通常の意味や文脈の考慮など、条約解釈規則が幅広く用いられる。解釈時ではなく、判決時の国際法規則に基づいて解釈されるが、判決前の資料だけでなく、判決後のものも広く参照される。また、判決解釈は判決に最大限の効果を与えるよう解釈されなければならない（実効性原則）、黙認やエストップルといった一般原則が適用される場合もある（pp. 175-225）。

第4部 司法的救済：再審（pp. 229-321）

判決再審手続は決定的な事実の発見を理由として判決を検討するものであり、僅かな例外を除き、ICJ 規程61条をはじめとする多くの条約で規定されている。なお、19世紀の仲裁条約では、再審手続は判決の無効をも対象とする手続であった。その後、ハーグ会議（1899年）において、判決の確定性を主張する立場（ド・マルテンス）と再審を容認する立場（ホールズ）が鋭く対立したが、例外的なものとして再審手続が認められた（1899年国際紛争平和的処理条約55条）。その後、無過失要件、時間的要件、判決履行義務、再審の権利の4点を追加修正し、PCIJ 規程61条に取り入れられた（pp. 231-260）。

九九

再審手続の特徴は次の2つである。第1に、再審は内在的権限ではないため、当事国の同意を要する。第2に、再審は判決の法的効果を変更し得るものであるため、例外的状況でのみ認められ、再審要件は厳格に適用される。また、解釈手続と同様、再審にも2つの類型がある。原判決と同一裁判所による「付随再審」（*incidental revision*）と、新たな合意に基づく「独立再審」（*main case revision*）である（pp. 261-264）。

ICJ における再審手続は受理可能性段階と本案段階の2段階で構成されるが、これは仲裁では一般的ではなく、慣習法とはなっていない。再審請求の受理可能性に関しては、実体的要件と手続的要件がある。実体的要件は、第1に、「新たに発見された事実の存在」である。資料は知られていても、その内容が知られていない場合もある。また、「資料」が「事実」を構成するか否かも争いになる。第2に、事実は決定的影響を有さなければなら

ない。この決定的事実は *ratio decidendi* (レイシオ・デシデンダイ) に対するものでなければならない。原判決の法的基礎を実質的に覆す (upset) 場合に事実の決定性が認められる。従って、決定性要件は、受理可能性の要件であると同時に本案判断の基準でもある。以上のように、再審手続は判決に不確定要素を齎すため、最大限に抑制的に認められるべきである。第3に、事実の無知についての無過失の要件である。なお、手続的要件としては、再審請求の時間的要件があるが、その期間は条約によって異なる (pp. 265-301)。

最後に、再審に関する3つの問題を検討する。第1に、再審は判決の終結性 (既判力) を損なうものと考えられている。ただし、新事実の存在は原判決の無効を導くものではなく、再審手続は有効な判決を前提とする。なお、判決の確定性を維持するために、20世紀の仲裁条約には、解釈手続を設けても、再審手続を規定しないものが数多く見られる。換言すれば、再審規定を設けているものは、判決の修正に当初から同意しているものとみなされる。第2に、再審による間接的境界画定の問題がある。再審判決は原判決の射程を超えてはならないため、原判決が境界画定を行っていない場合には、再審判決が境界画定を行うことはできない。第3に、再審の本案判断の問題がある。すなわち、再審請求を受理可能と認めた場合であっても、衡平の考慮に基づき、本案判断で判決を修正しないこともあり得る (pp. 302-321)。

第5部 結論 (pp. 323-339)

第1に、領域紛争事件の判決において自国の領土を失ったと考える国 (敗訴国) にとっては、判決の解釈・再審手続を利用することにより、新たな境界紛争を発生させることなく問題を解決することが可能となる。また、両手続により、訴訟当事国は判決の不確定性や不明瞭性を解決することができる。第2に、解釈手続は、原判決の不明瞭性を払拭することにより、あるいは資料的誤りを正すことにより、訴訟当事国と裁判所に柔軟性を齎す。また、最終的に解釈請求が棄却された場合であっても、棄却理由の中で原判決に関する一定の説明が行われる。第3に、解釈・再審手続は既判力原則と抵触しない。両手続は、原判決の性質、範囲、適用、効果を規律する数多くの規則・原則の一部をなす。さらに、原判決における境界線が明瞭で実効的な境界画定でない限り、既判力の制約は適用されない。両手続は、例外的状況において、厳格な統制下で用いられる場合には、両国の利益となり、司法運営の利益にもなる。なお、解釈・再審請求期限内は既判力が停止されるか否かが問題となるが、既判力は判決言渡しと同時に認められるものであり、解釈・再審手続と同時に存在する。第4に、これまで国際裁判では数多くの領域紛争が解決されてきており、解釈・再審手続はあくまでも例外であり、事件数も多くない。

九八

3. コメント

従来の国際裁判論においても、不服申立手続に関する先行研究には事欠かない¹¹⁾。検討されてきた訴訟手続も幅広く、訂正手続、解釈手続、再審手続、上訴手続、無効確認手続

に及ぶ³⁾。その中でも、解釈手続と再審手続の2つに特化した単著という点で本書は希少価値を有する³⁾。その理由は、第1に、ICJ 規程上、制度化されている手続がこの2つに限定されているからであり、第2に、近年、ICJ において両手続の利用が急増しているからである。また、分析内容に関しても、本書は各手続の形成過程と適用要件を的確に記し、手続の意義や射程に踏み込む力作である。資料と判例も詳細に分析されており、研究方法の点でも堅実感を与えている。ただし、本書の分析内容に関しては、幾つかの難点を指摘することができる。以下、順に検討してみよう。

(1) 曖昧な用語

本書には、用語法の点で独自性が見られる。第1に、著者は、国際裁判における解釈・再審手続を「司法救済」(judicial remedy)と捉えている。これは、従来の学説が両手続を「不服申立手続」(les voies de recours)と捉えてきたのとは対照的である。確かに、著者は国境・境界紛争の解決という広いパースペクティブにおいて訴訟手続を捉えようとしており、「不服申立手続」という訴訟法内部的な視点とは一線を画しているように思われる。ところが、著者自身は本書において「司法救済」という概念を特に定義付けていないため、この「救済」概念が、一般に用いられる用語法と如何なる関係にあるのかは明らかではない。「司法救済」(judicial remedies)に関する先行研究であるグレイの著書⁴⁾でも判決の諸類型が論じられており、例えば原状回復や差止命令、宣言的判決には触れられているが、判決の解釈・再審手続には触れられていない。

第2に、著者は解釈手続と再審手続をそれぞれ2つに分類している (p. 225)。すなわち、「付随解釈」と「独立解釈」の区別、および「付随再審」と「独立再審」の区別である。前者は裁判所自身による判決の解釈・再審であり、後者は原審とは別の裁判所による判決の解釈・再審である。こうした二分論は、紹介者の知る限り著者に固有の分類である。しかしながら、著者によれば、「付随解釈」の場合に比べると、「独立解釈」の場合には新

(1) 不服申立手続を含め、国際裁判における判決効論を包括的に扱ったものとしては、次の2つが代表的である。W. Michael REISMAN, *Nullity and Revision. The Review and Enforcement of International Judgments and Awards* (New Haven and London, Yale University Press, 1971)；Abdelhamid El OUALI, *Effets juridiques de la sentence internationale. Contribution à l'étude de l'exécution des normes internationales* (Paris, L. G. D. J., 1984)。注目すべきは、両者が判決や国際法の「執行」という問題意識を共有している点である。

(2) なお、国際司法裁判手続とは異なる文脈ではあるが、ICSID 取消手続や WTO 上訴手続なども多く議論されている。

(3) 寄寓にも、本書が出版された2007年には、Shabtai ROSENNE, *Interpretation, Revision and Other Recourse from International Judgments and Awards* (Martinus Nijhoff, 2007)も出版されている。同じ年に同内容の著書が出版されたことは、近年の国際裁判において判決解釈・再審手続が活況を呈していることを如実に示している。なお、両手続の分析については拙稿を参照されたい。「国際裁判における判決再審手続」本誌55巻3・4号(2006年3月)643-701頁；「国際裁判における判決解釈手続」本誌56巻3・4号(2007年3月)743-802頁。

(4) Christine GRAY, *Judicial Remedies in International Law* (Clarendon Press, Oxford, 1987)。

しいコンプロミが締結されるため、より幅広いアプローチを選択することができるというに止まり (p. 225), この分類が判決解釈規則や再審要件の判断に如何なる影響を与えるのかは明らかにされていない。それ故、上記のような類型化の意義は定かではないと言えよう。

(2) 分析対象の限定性

本書は、国境・領域紛争の解決という視点を中心として不服申立手続を分析しており、通常の国際裁判論とは一線を画そうとしている。しかしながら、そもそも国境・領域紛争と不服申立手続の間に如何なる関連性があるのか、という点は問われるべきである。この点について、本書における著者の記述から推測するに、本書は次のような連関を前提としている。〔①国境・領域紛争〕→〔②国家の重大利益に関わる〕→〔③司法的解決に馴染まない〕→〔④敗訴国が判決に不満を残す〕→〔⑤敗訴国が判決を攻撃する〕→〔⑥判決の解釈・再審手続が求められる〕→〔⑦両手続によって適切に紛争が解決される〕、という連関である。しかしながら、この推論には次の問題を指摘することができる。

第1に、①→④へのプロセスに問題がある。著者によれば、領域紛争では国家が妥協を認めず、判決後も再び自己に有利な解決を求める動きがあるという (pp. 32-33)。すなわち、領域紛争の場合、国際裁判の判決に対する不満・不服が存続する可能性が高い、と言うのである。確かに著者の指摘するように、領域紛争の中には司法的解決が有効に機能しなかった例が多く見られる (アルゼンチン=チリの領域・国境紛争など)。また、国際裁判において実際に判決の解釈・再審手続が用いられるのは、国境・領域紛争事例が大多数である。しかし、そもそも領域紛争は必ずしも裁判に付託される訳ではない。例えば、著者が詳細な検討を行っている中国国境問題 (pp. 34-38) にせよ、アフガニスタンとインドの国境問題 (pp. 39) にせよ、いずれも国際裁判による解決事例ではない。あるいは逆に、アフリカ諸国間における領域・国境事件のように、むしろ ICJ 判決によって紛争が適切に解決される場合もある。以上のように、①→④という図式は余りにも短絡的過ぎると評することができる。また、以上の点を換言すれば、そもそも解釈・再審手続は領域国境紛争だけを想定した手続ではない。実際、著者は検討対象を「領域紛争事例」に限定すると言いつつ、領域紛争以外の事例をも参照しなければ分析は不可能であるとし (p. 14), そうした事例にも触れている (例えば庇護事件判決の解釈請求事件)。

第2に、⑤→⑥のプロセスに問題がある。伝統的に、判決に不満を持つ国 (敗訴国) は、解釈や再審を求めるのではなく、「無効原因」(causes de nullité) を主張してきたからである。例えば、ICJ におけるスペイン王仲裁事件 (1960年) や仲裁判決事件 (1991年) は、もともと国境紛争や海洋境界紛争であるが、原判決である仲裁判決を攻撃するための法的根拠は、権限踰越や判決理由欠如あるいは仲裁官の腐敗といった無効原因である。従って、国境・領域紛争に限定したとしても、⑤→⑥で取り上げるべきは、むしろ「無効確認手続」(le recours en nullité) であり、判決の解釈・再審手続ではない。なお、この点で著者は、本書において無効原因論を展開するつもりはない、と繰り返して述べているが (p. 189), 仲

裁判決の無効問題を完全に放置している訳でもない。著者は、伝統的に仲裁判決の不履行理由として判決無効が主張されてきたことを認識しており (pp. 233-234)、簡潔にはあるが、伝統的な議論展開をフォローしているのである (pp. 70-77)。それ故、著者が、無効原因論と無効確認手続を包含した形で不服申立手続を包括的に検討しなかったことは、むしろ惜しまれる点であろう。

第3に、本書では、⑥→⑦のプロセスに関する実証分析がない。すなわち、判決の解釈や再審を経れば、領域国境紛争の解決がよりスムーズになるという点については具体的な分析がないため、⑦は著者の推測の域を超えない。そもそも著者は、紛争解決においては「交渉よりも司法的解決」というスタンスを前提としており、解釈・再審手続による司法的解決の重層化という点に力点が置かれているように思われる。しかしながら、領域紛争解決の実効性の観点から見れば、むしろ「司法的解決よりも交渉」が重視されるべきであろう。陸地と海洋を問わず、最終的な国境・領域紛争の解決は当事国間の交渉と合意に基礎付けられるからであり、実際に、海洋境界画定事案では、交渉命令判決という形で当事国間の交渉と合意が重視されるからである。

(3) 既判力原則との関係

著者による法的分析の中で最も重要なものは、不服申立手続と既判力原則の関係に関するものである。この点について著者は、解釈手続と再審手続がいずれも既判力と抵触しないと結論付けている。以下、それぞれ検討しよう。

第1に、判決解釈手続と既判力原則の関係について、判例上は既判力原則の優越性が確立しているものの、解釈手続が既判力を毀損する危険性が伝統的に指摘されてきた。特に困難を生じるのが、判決解釈手続の枠内で、原判決の主文が訂正される場合である (例えば、英仏大陸棚事件判決の解釈請求事件)。この問題を解決するために、著者は事実と法の二分論を展開する。すなわち、判決解釈において「事実上」判決の修正が行われても、「法的には」既存の国境線を単に明らかにしただけであり、判決の修正はないというのである (p. 170, 226)。しかしながら、実際に原判決の主文を修正しているにも関わらず、原判決の既判力が「法的に」影響を受けないというのは無理がある。敢えて言うとするれば、原判決の主文にもともと既判力が生じていなかったと言わざるを得ないが、著者は原判決が既判力を有すること自体は認めており、この主張を一貫したものとして捉えるのは困難である。

九五

第2に、より大きな困難を生ぜしめるのが、再審手続と既判力原則の関係である。この点に関する著者の見解は、次のように大変興味深いものとなっている。第1に、著者は通説に従い、原判決の言渡しと同時に既判力が生じることを認め、再審手続が既判力原則と共存すると言う (p. 335)。第2に、著者は再審判決が判決の言渡し時に遡及する効果を有するため、既判力原則との抵触を生じないという (p. 321)。この点に関連して、第3に、判決上の境界線が明瞭で実効的な境界画定とみなされない限り、既判力の制約は適用されないと述べている (p. 331)。以上のように、著者によれば、判決言渡しの時点で原判決は既

判力を有するが、その内容は不確定であり、再審手続によって初めて実効的な境界画定が可能となる、という。著者のこの主張は、一方で、既判力自体に内在する不確定性を的確に捉えていると評することができるものの、他方で、再審手続は原判決の既判力を毀損するという立場（判例・通説）と大きな隔たりを見せる。特に後者によれば、「決定的影響」を有する「新事実」という再審要件により、再審手続は原判決の既判力を毀損するものと捉えられている。それ故、著者の見解は、再審手続によって実効的な紛争解決が可能となる、という結論を導くことに急くあまり、再審要件に関する実証的な検討を無視したものと評することができよう。

以上、本書には検討対象や検討方法において、やや性急に見える部分が残る。とは言え、解釈・再審手続が活発に利用されている現状に鑑みれば、その適用要件や考慮要因を明らかにしただけでも、十分に大きな貢献であると評し得よう。今後、国際裁判における紛争解決の総体的な議論が深まっていく中で、本書がその一角を担うことは間違いない。